

学 則

行岡医学技術専門学校

学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法、学校教育法に定める専修学校にして、医療専門課程を置き、
歯科衛生学、看護学に関する理論と実地技能を教え、兼ねてその品性を陶冶し、有為
な看護師及び歯科衛生士を養成して、人類の福祉に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は「行岡医学技術専門学校」という。

(位 置)

第3条 本校は、「大阪市北区浮田2丁目2番11号」に設置する。

第2章 課程、学科、修業年限、定員、学期及び休校日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程別	学科別	昼夜別	修業 年限	入学 定員	学級数	総定員
医療専門課程	看護第1学科 (3年課程全日制)	昼間	3年	80名	2学級	240名
医療専門課程	歯科衛生科	昼間	3年	50名	1学級	150名

(在学年数)

第5条 本校の在学期間は6年を限度とする。

2 休学期間は在学期間を含む。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は次の2期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休 暇)

第7条 本校の休校日は次のとおりとする。

- (1)日曜日 (看護第1学科は土曜日、日曜日)
- (2)国民の祝日に関する法律で規定する休日。
- (3)夏期休暇 8月1日より8月31日まで。
- (4)冬期休暇 12月21日より翌年1月10日まで。
- (5)春期休暇 3月21日より4月10日まで。
- (6)創立記念日 2月18日

2 学校長が必要と認めたときは、前項の休校日を変更し、又は臨時に休校日を定めることができる。

第3章 教育課程、授業時間数及び単位数

(授業科目・時間数)

第8条 本校の授業時間数は、年間800時間以上とし、教育課程は「別表1」のとおりとする。

2 始業及び終業時間は、次のとおりとする。

課程	学科	始業時間	終業時間	曜日
医療専門課程	看護第1学科	9：20	16：40	月～金
医療専門課程	歯科衛生科	9：20	16：40	月～土

但し、臨地実習に関しては、受け入れ施設により、始業及び終業時間が異なるため、実習施設の指示に従うものとする。

- 3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実技・実験・校内実習については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 臨地実習は、45時間をもって1単位とする。

第4章 教職員

(職員)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学 校 長 (兼務) ・ ・ ・ ・ ・ 1名

- (2) 看護副学校長 1名 (看護第1学科)
- (3) 教務主任 2名 (各科に1名)
- (4) 専任教員 14名
- (5) 講師(兼務) 30名 以上
- (6) 事務長(兼務) 1名
- (7) 事務職員 2名 以上
- (8) 学校医(兼務) 1名

2 専任教員は教務主任を含めて次のとおりに置く。

- 歯科衛生科 4名
- 看護第1学科 12名(1)

() : 実習調整者(再掲)

3 第1項に定める教職員の業務分掌は、学校組織に関する規程に定める。

(会議)

第10条 学校運営の円滑化を図るため次の会議を設置する。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 講師会議
- (4) 実習指導者会議
- (5) 入学試験委員会
- (6) 自己点検・評価委員会

2 前項第1号から第4号については会議に関する規程に、第5号については入学試験に関する規程に、第6号については自己点検・評価実施に関する規程にそれぞれ定める。

第5章 入学

(入学資格・入学試験)

第11条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項に規定する者とする。

2 入学試験について必要な事項は、入学試験に関する規程に定める。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は学年の始めとする。

(入学手続き)

第13条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校の定める入学願書に必要事項を記載して第25条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して、学力検査、出身学校長の調査書及び面接に

より入学者を決定する。

(3)本校の入学試験に合格した者は、指定された日までに誓約書及び第25条の入学
金・授業料及び実験実習料の納入1期分を添えて手続きをとらなければならない。

2 学校長は前項各号の規定に基づく入学手続きを行なった者に対して入学を許可する。

第6章 転入学・転学及び休学並びに退学

(転入学・転学)

第14条 学校長は、定員に欠員が生じている場合に限り、転入学を希望し、転入学願を
提出した者がいるときは、選考の上許可することがある。

2 転入学の時期は、原則毎学年度の始めとする。

3 他の学校に転学を希望する者は、転学願を学校長に提出し許可を得て転学することが
できる。

(休学及び復学)

第15条 学生は疾病その他やむを得ない事由により3ヶ月以上欠席する場合は、休学願
を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。但し休学期間は、通算して1年
を超えることはできない。

2 その事由が疾病による場合は、休学願に診断書を添えて提出しなければならない。

3 休学の事由がなくなったときは、相当学年に復学させることができる。前項の者が復
学する場合は、学校長に復学願を提出しその許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 第18条の規定に該当する者には、退学を命ずることがある。

2 自己の都合により退学しようとする者は、理由を記した退学願を学校長に提出しその
許可を受けなければならない。

第7章 賞罰

(表彰)

第17条 学生の本分をつくし、品行方正、学力に優れた者でかつ他の学生の模範となる
者は、表彰されることがある。

(懲戒)

第18条 学校長は、次の各号の一に該当する者には、訓告、停学又は退学を命ずること
がある。

(1)第5条に規定する在学期間を超えた者

(2)学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3)本校の規則に違反し、学生の本分に反する行為があった者、又は学校教育運営に

- 著しく反した者
(4)性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

第8章 学習評価

(入学前の既修科目の認定)

第19条 大学、高等専門学校、文部科学大臣又は厚生労働大臣に指定を受けた以下の資格に係る学校若しくは養成所などに在学していた者の既修得単位に関して、本学における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、学校長の認定により本学における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

- 2 なお、前項にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本学における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校看護第1学科における基礎分野の履修に替えることができる。

(学科目の評価)

第20条 学科目の評価を受ける資格は、履修学科目の全授業時間の出席を4分の3以上みたした者とする。

(成績の評価)

第21条 成績の評価は、学科目を履修し、試験及び臨地実習の規定の時間と評価をみだし運営会議の議を経て単位を認定する。

- 2 成績の評価については、学習評価に関する規程に定める。

(追試験・再試験)

第22条 疾病等やむをえない事由で欠席した場合、又は、所定の試験において規定の点数に満たなかった者には、追試験又は再試験を行なう場合がある。但し、この試験は1回を限度とする。該当者は、追試験、再試験願に所定の試験料を添えて願い出る。

(卒業の認定)

第23条 学校長は、別表1の学科目を履修し、その単位を取得した者に対して、運営会議の議を経て卒業を認定する。

- 2 学校長は前項の規定により卒業を認めた者には卒業証書(様式1)を授与する。
- 3 出席すべき日数の4分の1以上を欠席した者(やむを得ない欠席も欠席扱いとする)は、卒業を認めない。

(称号の授与)

第24条 前条により、医療専門課程看護第1学科、歯科衛生科を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号(様式1)を授与する。

第9章 入学検定料、入学金、授業料及び実験実習料

(入学金、授業料)

第25条 本校の入学検定料、入学金、授業料及び実験実習料は「別表2」のとおりとする。

- 2 修学に必要な事項は、修学費用に関する規程に定める。

(納入に関する規約)

第26条 一度納入した入学検定料、入学金、授業料及び実験実習料は、別に定める場合を除き、返納しない。

第10章 健康管理

第27条 本校の学生の健康診断は、学校保健安全法第13条に基づき、毎年1回以上実施する。

- 2 学生の健康の維持増進を図るため、学校医及び健康管理担当者を置く。
- 3 健康管理に関する運営について必要な事項は、健康管理に関する規程に定める。

第11章 図書室

第28条 本校に図書室を設置し、学生及び教職員の利用に供する。

- 2 図書室の運営等について必要な事項は、図書管理に関する規程に定める。

第12章 雑則

第29条 本学則施行に関し必要な細則は学則施行細則に定める。

附則

本学則は昭和51年10月1日より実施する。

この改正は昭和52年4月1日より実施する。ただし、昭和51年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は昭和53年2月1日より施行する。

この改正は昭和53年4月1日より施行する。ただし、昭和52年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は昭和54年7月18日より施行し、昭和54年4月1日より適用する。ただし、学則第24条に限り、昭和53年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は昭和55年4月1日より施行する。

この改正は昭和56年4月1日より施行する。

この改正は昭和57年4月1日より施行する。

この改正は昭和58年4月1日より施行する。

この改正は昭和60年4月1日より施行する。

この改正は昭和61年4月1日より施行する。

この改正は昭和62年4月1日より施行する。ただし、昭和61年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は昭和63年4月1日より施行する。

この改正は平成元年4月1日より施行する。

この改正は平成2年4月1日より施行する。ただし、平成元年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は平成4年4月1日より施行する。

この改正は平成5年4月1日より施行する。

この改正は平成6年4月1日より施行する。

この改正は平成7年4月1日より施行する。

この改正は平成9年7月1日より施行する。

この改正は平成11年4月1日より施行する。ただし、平成10年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は平成12年8月23日より施行する。

この改正は平成13年1月8日より施行する。

この改正は平成13年4月1日より施行する。

この改正は平成14年3月1日より施行する。

この改正は平成15年4月1日より施行する。

この改正は平成16年4月1日より施行する。

この改正は平成18年4月1日より施行する。

この改正は平成21年4月1日より施行する。

この改正は平成22年4月1日より施行する。ただし、歯科衛生科（修業年限2年）の平成21年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は平成23年4月1日より施行する。ただし、看護第2学科の平成22年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は平成24年4月1日より施行する。

この改正は平成26年4月1日より施行する。


この改正は平成27年4月1日より施行する。

この改正は平成31年4月1日より施行する。

(但し、第20条及び第23条3項については、平成30年度以前の入学生については、従前の例による。)

様式 1

看護 第 1 学 科



行岡医学技術専門学校長
 ○
○
○
○

平成 年 月 日


保健師助産師看護師学校養成所
指定規則による本校看護第1学科
(修業年限三年)の全課程を修めたので
卒業証書を授与し文部科学大臣
告示により専門士(医療専門課程)
と称することを認める

年 月 日生

第 号

卒業証書

歯 科 衛 生 科



行岡医学技術専門学校長
 ○
○
○
○

平成 年 月 日

歯科衛生士学校養成所指定
規則による本校歯科衛生科
(修業年限三年)の全課程を修めたので
卒業証書を授与し文部科学
大臣告示により専門士(医療専門課程)
と称することを認める

年 月 日生

第 号

卒業証書

2. 学 則

(別 表)

別 表 1.

学則第8条による本校の教育課程は次のとおりとする。

(1) 看護第1学科 (昼 間)

(2) 歯科衛生科 (昼 間)

教育内容	学 科 目	単位	時間	1 年		2 年		3 年	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期
				専 門 分 野	基 礎 看 護 学	看護学概論	2	45	2(45)
看護研究	1	30					1(30)		
看護研究演習	1	15						1(15)	
共通看護技術Ⅰ	1	30	1(30)						
共通看護技術Ⅱ	1	30	1(30)						
共通看護技術Ⅲ	1	30				1(30)			
生活援助技術Ⅰ	1	30	1(30)						
生活援助技術Ⅱ	1	30	1(30)						
生活援助技術Ⅲ	1	30				1(30)			
診療補助技術	1	30				1(30)			
I 実 習 地	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	(15)	1(30)				
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90			2(90)		
	小 計	15	465	6(180)	5(150)	2(90)	1(30)	1(15)	
専 門 分 野 II	成人看護学	成人看護学概論	1	30		1(30)			
		成人看護援助論Ⅰ	1	30			1(30)		
		成人看護援助論Ⅱ	1	30			1(30)		
		成人看護学演習Ⅰ	1	30				1(30)	
		成人看護学演習Ⅱ	1	30				1(30)	
		成人看護学演習Ⅲ	1	30				1(30)	
	老年看護学	老年看護学概論	1	30		1(30)			
		老年看護援助論Ⅰ	1	30			1(30)		
		老年看護援助論Ⅱ	1	30			1(30)		
		老年看護学演習	1	15				1(15)	
	小児看護学	小児看護学概論	1	30			1(30)		
		小児看護援助論Ⅰ	1	30				1(30)	
		小児看護援助論Ⅱ	1	30				1(30)	
		小児看護学演習	1	15				1(15)	
	母性看護学	母性看護学概論	1	30			1(30)		
		母性看護援助論Ⅰ	1	30			1(30)		
		母性看護援助論Ⅱ	1	30				1(30)	
		母性看護学演習	1	30				1(30)	
	精神看護学	精神看護学概論	1	15		1(15)			
		精神看護援助論Ⅰ	1	15			1(15)		
		精神看護援助論Ⅱ	1	30			1(30)		
精神看護学演習		1	30			1(30)			
臨地実習	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90			2(90)		
		成人看護学実習Ⅱ	2	90				2(90)	
		成人看護学実習Ⅲ	2	90				2(90)	
	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90			2(90)		
		老年看護学実習Ⅱ	2	90				2(90)	
	小児看護学	小児看護学実習	2	90				2(90)	
	母性看護学	母性看護学実習	2	90					2(90)
精神看護学	精神看護学実習	2	90					2(90)	
	小 計	38	1320		3(75)	10(285)	13(420)	8(360)	4(180)

学科目と時間数

看護第1学科

No.1

教育内容	学 科 目	単位	時間	1 年		2 年		3 年		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活・ 社会の理解	国 文 学	1	30	1(30)					
		論 理 学	1	30			1(30)			
		教 育 学	1	30			1(30)			
		情 報 科 学 I	1	30		1(30)				
		情 報 科 学 II	1	15			1(15)			
		英 語 I	1	30		1(30)				
		英 語 II	1	30			1(30)			
		英 語 III	1	30					1(30)	
		社 会 学	1	30	1(30)					
		倫 理 学	1	30				1(30)		
		心 理 学	1	30	1(30)					
		人 間 関 係 論	1	30		1(30)				
		カ ウ ン セ リ ン グ 理 論	1	30		1(30)				
	小 計	13	375	3(90)	4(120)	4(105)	1(30)	1(30)		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解 剖 生 理 学 I	1	30	1(30)					
		解 剖 生 理 学 II	1	30	1(30)					
		解 剖 生 理 学 III	1	30		1(30)				
		解 剖 生 理 学 IV	1	30		1(30)				
		生 化 学	1	30	1(30)					
		栄 養 学	1	30		1(30)				
		薬 理 学	1	30		1(30)				
		微 生 物 学	1	30	1(30)					
		病 理 学 総 論	1	15		1(15)				
	疾病の成り立ちと回復の促進	疾 病 治 療 論 I	1	30		1(30)				
		疾 病 治 療 論 II	1	30		1(30)				
		疾 病 治 療 論 III	1	30		1(30)				
		疾 病 治 療 論 IV	1	15		1(15)				
		疾 病 治 療 論 V	1	30		1(30)				
		疾 病 治 療 論 VI	1	30				1(30)		
		疾 病 治 療 論 VII	1	30						
	社会保健制度と健康支援	医 療 概 論	1	15	1(15)					
		東 洋 健 康 科 学	1	30	1(30)					
公 衆 衛 生 学		1	30		1(30)					
社 会 福 祉 学		1	30			1(30)				
関 係 法 規 I		1	15					1(15)		
関 係 法 規 II	1	15					1(15)			
	小 計	21	555	6(165)	11(300)	1(30)	1(30)	2(30)		

教育内容	学 科 目	単位	時間	1 年		2 年		3 年		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	
看護の統合と実践	在宅看護概論	2	45			2(45)				
	在宅看護援助論	1	30				1(30)			
	在宅看護論演習	1	30				1(30)			
	看護の統合と実践Ⅰ	1	15			1(15)				
	看護の統合と実践Ⅱ	1	15					1(15)		
	看護管理	1	15					1(15)		
	医療安全	1	15					1(15)		
	災害看護	1	15					1(15)		
	臨地実習	在宅看護論 在宅看護論実習	2	90					2(90)	
		看護の統合と実践 統合実習	2	90						2(90)
	小 計	13	360			3(60)	2(60)	6(150)	2(90)	
	総 計	100	3075	15(435)	23(645)	20(570)	18(570)	18(585)	6(270)	
	学 年 別			38(1080)		38(1140)		24(855)		

学科目と単位(時間数)の基準 歯科衛生科

教科課程			総合		1学年		2学年		3学年		1単位
分野	教育内容	学科名	単位	時間	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と社会生活の理解 (合計10単位)	生物学	1	30	1	30					30
		化学	1	30	1	30					30
		情報処理	1	30	1	30					30
		倫理学	1	15	1	15					15
		心理学(コミュニケーション論)	1	30	1	30					30
		文学(文章表現法)	1	15	1	15					15
		運動生理	1	15	1	15					15
		歯科英語	1	30			1	30			30
		英会話	1	15	1	15					15
		安全管理	1	15			1	15			15
小計			10	225	8	180	2	45			
専門基礎	人体の構造と機能 (4単位)	解剖学Ⅰ	2	60	2	60					30
		解剖学Ⅱ	1	15	1	15					15
		生理学	1	30	1	30					30
	歯・口腔の構造と機能 (5単位)	口腔解剖学	2	60	2	60					30
		口腔生理学	2	30			2	30			15
		生化学・口腔生化学	1	30	1	30					30
	疾病の成り立ちと 回復の促進 (6単位)	病理学	1	30	1	30					30
		口腔病理学	1	30			1	30			30
		微生物学	1	30	1	30					30
		口腔微生物学	1	30			1	30			30
		薬理学	1	30	1	30					30
	歯・口腔の健康と 予防に関わる人間と 社会の仕組み (7単位)	口腔薬理学	1	30			1	30			30
		口腔衛生学	2	60	2	60					30
		歯科統計学	1	30					1	30	30
		衛生学・公衆衛生学	1	30	1	30					30
衛生行政・社会福祉学		2	30					2	30	15	
社会保険制度	1	30					1	30	30		
小計			22	585	13	375	5	120	4	90	

専門	歯科衛生士概論 (2単位)	歯科衛生士概論Ⅰ	1	15	1	15					15	
		歯科衛生士概論Ⅱ	1	15					1	15	15	
	臨床歯科医学 (8単位)	保存修復・歯内療法学Ⅰ	1	30	1	30					30	
		保存修復・歯内療法学Ⅱ	1	15			1	15			15	
		歯周療法学	1	30	1	30					30	
		歯科補綴学	1	30	1	30					30	
		口腔外科学	1	30	1	30					30	
		小児歯科学	1	30			1	30			30	
		歯科矯正学	1	30	1	30					30	
		高齢者歯科学	1	15			1	15			15	
		障害者歯科学	1	15			1	15			15	
		有病者歯科学	1	15			1	15			15	
		歯科予防処置論 (8単位)	う蝕予防処置法	2	60	2	60					30
	予防的歯石除去法Ⅰ		2	60	2	60					30	
	予防的歯石除去法Ⅱ		3	90			3	90			30	
	予防的歯石除去法Ⅲ		1	30					1	30	30	
	歯科保健指導論 (7単位)	歯科保健指導Ⅰ	1	30	1	30					30	
		歯科保健指導Ⅱ	2	60			2	60			30	
		歯科保健指導Ⅲ	1	15					1	15	15	
		口腔保健管理Ⅰ	1	30			1	30			30	
		口腔保健管理Ⅱ	1	15					1	15	15	
		栄養指導	1	30					1	30	30	
	歯科診療補助論 (9単位)	歯科診療補助Ⅰ	2	60	2	60					30	
		歯科診療補助Ⅱ	1	45			1	45			45	
		歯科診療補助Ⅲ	1	30					1	30	30	
		介護技術	1	30			1	30			30	
		歯科材料学	1	15					1	15	15	
		臨床検査法	1	30	1	30					30	
		歯科放射線学	1	30			1	30			30	
		看護・救急蘇生法	1	15					1	15	15	
	臨地・臨床実習 (20単位)	臨地・臨床実習Ⅰ	1		1	45					45	
		臨地・臨床実習Ⅱ	7	900			7	315			45	
		臨地・臨床実習Ⅲ	12						12	540	45	
	小計		56	1845	15	450	21	690	20	705		
	選択必修	(8単位)	歯周基本治療学	2	30					2	30	15
			隣接医学	1	15			1	15			15
摂食嚥下療法			1	15			1	15			15	
リハビリテーション学			1	15			1	15			15	
東洋医療			1	15					1	15	15	
接遇・面接技法論			1	15			1	15			15	
総合演習			1	15					1	15	15	
小計		8	120			4	60	4	60			
合計		96	2775	36	1005	32	915	28	855			

別 表 2.

学則第25条による入学検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設整備費は次のとおりに定める。

科別	入学検定料	入学金	授業料	実験実習料	施設整備費
看護第1学科	25,000円	(入学時のみ) 400,000円	(年 額) 420,000円	(年 額) 180,000円	(年 額) 120,000円
歯科衛生科	10,000円	(入学時のみ) 100,000円	(年 額) 420,000円	(年 額) 240,000円	(年 額) 60,000円

2 授業料、及び実験実習料は次のとおり分納する。

納入1期 (4~7月分) 4月10日までに納入

納入2期 (8~11月分) 8月10日までに納入

納入3期 (12~3月分) 12月10日までに納入

3 休学中の場合でも、授業料の半額は納入しなければならない。